

【参考資料】

議案第22号 朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

令和5年4月26日に改正された地方自治法の趣旨に基づき、常勤職員の取扱いとの均衡や適正な処遇の確保の観点から、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を開始するため。

2 改正内容

令和6年度からパートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員に対し、一般職の常勤職員の例により勤勉手当を支給する。

3 施行期日等

令和6年4月1日

担当

総務部職員課給与厚生係

電話463-3196